明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一**）　二

○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業・環境二**）　三

〔告　示〕

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（**総務八七**）　四

○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一**）　四

○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同二**）　五

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同三**）　五

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同四**）　五

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同五**）　六

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同六**）　七

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件（**同七**）　八

○食事による栄養摂取量の基準の全部を改正する件（**厚生労働八六**）　八

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（**同八七**）　四〇

○種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（**農林水産四五九**）　五〇

○出願公表後に名称変更がなされた件（**同四六〇**）　五三

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同四六一**）　五三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境一**）　五六

〔公　告〕

諸事項

裁判所

公示催告、破産、免責、再生関係　五九

特殊法人等

西日本高速道路株式会社工事一部完了、型式住宅部分等製造者の認証関係　二七

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二八

会社その他

会社決算公告　三〇